

労働法制の規制緩和に関する意見書案

日本共産党

安倍内閣が進めている労働法制の規制緩和に対して多くの労働者が心配の声をあげている。

第1は、派遣労働の無制限の拡大である。派遣労働は、強制労働や中間搾取に結びつくこと、使用者責任が不明確なことなどの理由から原則禁止とされてきたが現在、その制限は事実上なくなっている。派遣の期間は5年を限度とし、それ以上の雇用期間を延長する場合は、労働者が希望すれば正規雇用へ切り替えることになっている。今回はこれを10年とし、正規雇用への切り替えは必要ないとしている。生涯派遣といわれる所以である。

第2は、裁量労働制の拡大である。営業、事務、研究開発などの業務について、8時間労働制を適用除外とするものである。成果主義を標榜して導入しようとしているいわゆるホワイトカラーイグザンプションは、まさに現在多くの職場でまかり通っている違法のサービス残業を合法化するものであり、今後労働者に広く適用される恐れがある。

第3は、職場や勤務地を限定した雇用契約、いわゆる「限定正社員」としての雇用形態を認めようとするものである。正社員というものの、賃金は抑えられ、いつでも企業の都合で首を斬られる恐れがある、名ばかり正社員との批判が広がっている。

若者を大量に採用して次々と使い捨て、過大な目標や仕事量を押し付け、長時間過密労働にかりたて、パワハラも日常化している。あげくに心も体もボロボロにされて放り出される若者たち。今ブラック企業が若者の将来への希望を無残に打ち砕いている。

現在進められようとしている労働法制の規制緩和は、結局ブラック企業の横暴に手を貸すことにつながるばかりか、若者の半数が非正規労働者という状況をさらに深刻なものにせざるを得ない。

今必要なことは規制緩和でなく労働法制を厳格に適用させ、労働者の生活をしっかりと守ることである。若者の雇用が安定し、安心な生活が確保されることは経済の発展に寄与することになる。

よって、国においては正社員が当たり前の労働者保護を柱とする労働者派遣法の抜本改正と労働法制の規制緩和を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先) 内閣総理大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣
衆議院議長 参議院議長